

消防危第 223 号

令和 6 年 7 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和 6 年総務省令第 78 号)による改正後の危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。)第 62 条の 4 及び規則第 62 条の 5 の 4 の規定により市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる場合の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 定期点検に関する事項

- (1) 規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号の「法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していることを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置」(以下「規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号の措置」という。)及び規則第 62 条の 5 の 4 第 2 号の「当該移動タンク貯蔵所の漏れを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置」(以下「規則第 62 条の 5 の 4 第 2 号の措置」という。)は、例えば、監視カメラ、各種計測システム等の装置を設置することにより、それぞれ消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していること及び移動タンク貯蔵所の漏れを常時監視することが可能な場合を想定したものであること。
- (2) (1)に例示した装置の設置以外の措置として、法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していることについて行う点検(以下「技術基準の点検」という。)や、移動タンク貯蔵所の漏れについて行う点検に関し、同等以上の効果を有する措置が講じられている場合は、常時監視するための装置の設置の場合と同等に取り扱って差し支えないこと。
- (3) 規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号の措置が技術基準の点検における一部の点検項目のみに係るもので、保安上支障がないと認められる場合にあつては、当該点検項目について、点検期限を別に定めることとして差し支えないこと。この場合、当該措置により点検を別に定めた項目以外の点検項目については、規則第 62 条の 4 第 1 項本文の点検期限により定期点検を行うこと。
- (4) 規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号又は規則第 62 条の 5 の 4 第 2 号に該当する場合として、市町村長等が点検期限を別に定める場合の当該点検期限については、それぞれ規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号の措置又は規則第 62 条の 5 の 4 第 2 号の措置の内容に応じて、市町村長等の判断により、保安上支障がない期限を定めるものであること。

2 手続に関する事項

- (1) 規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号及び規則第 62 条の 5 の 4 第 2 号の「市町村長等が保安上支障がないと認めるとき」に係る手続の事務処理については、各市町村等の実情に応じて取り扱われたいこと。例えば、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 23 条に係る手続等の事務処理方法を定めている場合は、当該方法の例によることが考えられること。
- (2) 規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号及び規則第 62 条の 5 の 4 第 2 号の「市町村長等が保安上支障がないと認めるとき」に係る適否や、1(4)の「保安上支障がない期限」の判断にあたっては、必要に応じて第三者機関の評価を活用することとして差し支えないこと。

3 その他

当面の間、規則第 62 条の 4 第 1 項第 2 号又は規則第 62 条の 5 の 4 第 2 号の規定により、点検期限を別に定めた場合にあつては、危険物保安室へ情報提供されたいこと。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：三宅、渥美、小澤、宇野
TEL : 03-5253-7524
mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp